

# 環境影響評価審査書

35 36	横須賀市夏島町地先公有水面埋立事業 日産自動車(株)追浜地区工場等建設事業
----------	--

## I 総括事項

横須賀市夏島町地先公有水面埋立事業及び日産自動車(株)追浜地区工場等建設事業（以下併せて「本件事業」という。）は、横須賀市及び日産自動車株式会社が横須賀市夏島町地先の海域175,000平方メートルを埋め立て、日産自動車株式会社がそのうち171,050平方メートルを敷地として工場を建設しようとするものである。本件事業のうち公有水面埋立事業については、昭和48年3月に、横須賀港港湾計画において、3期に及ぶ全体面積51ヘクタールの埋立事業の第3期目の事業として位置付けられ、また、当該埋立事業により造成される埋立地の用途については、昭和57年8月に造船所用地から自動車産業用地及び公共埠頭用地に変更されたところである。

本件事業の実施区域は、干潮時には一部砂地も露出する概ね水深15メートルより浅い海域であって、横須賀港の港湾区域内にあり、共同漁業権及び区画漁業権の対象となっており、その隣接する海域は、立入等が制限される在日米軍の制限水域ともなっている。また、実施区域の後背地域は、明治以降に埋め立てられた土地であって、工業専用地域に指定されており、既に、そこでは本件事業の事業者である日産自動車株式会社の追浜工場などの事業場が立地し、操業している。

東京湾における埋立ては、戦後、とりわけ高度経済成長期以後、急速に進められ、その結果、東京湾の内湾においては全面積の2割程度が埋め立てられ、高い自然浄化能力を有する干潟や浅瀬が大幅に減少し、人工海岸が湾岸の9割以上を、また、自由に立ち入ることのできない水際線が湾岸の8割程度を占めることとなっている。そして、今なお、埋立てを含む多くの開発計画がめじろ押しの状況にある。

本件事業が実施される東京湾は、自然浄化、天然資源の育成などの機能やレクリエーション資源としての価値などの点において、沿岸に居住する人をはじめとする多くの人々にとってかけがえのない環境資源となっているが、前述のような埋立て等の開発の進行に伴い、その自然環境は年々損なわれてきている。このため、このようにかけがえのない東京湾をできるだけ良好な状態で子や孫に引き継ぐことは我々世代の責務であるといえることができる。

したがって、東京湾内においては、従来のような産業振興型の埋立ては極力抑制すべきであると考えられ、やむをえず埋立てを行う場合にあっても、海域の汚濁の防止、海生生物への配慮、親水性の確保などについて最大限の努力を行うべきであり、このことは、公有水面の埋立てを実施する者の社会的責務であるといえることができる。

このようなことから、本件事業を実施するに当たっては、環境保全の思想を積極的に取り入れ、埋立用土砂による周辺海域の汚濁の防止、海生生物の生息に配慮した護岸の建設や浅海域の創造などについて検討する必要がある。また、本件事業の実施により、公の海域の一部が失われ、事業者がそこを専用することとなるのであるから、新たに造成される埋立地においては、失われる海域に替えて、良好な環境を創造するとの観点に立って、緑地の一層の充実を図り、併せて一般市民の水際線へのアクセスについても、その可能性を検討する必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は以下に述べるのとおりである。

なお、本審査においては、予測評価書案に記載された事業計画等を前提としているが、将来、技術革新等により、取り扱う原材料や生産工程などに変更が生じることが想定されるので、そのような場合にも、変更に伴う環境影響を最小限に止めるよう適切な配慮を行う必要がある。

事業者は予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

## II 個別事項

### 1 大気汚染 — 大気汚染に係る特定物質

予測評価書案では、本件事業の実施により建設される工場の供用に伴い、既存工場での塗料、シンナーの使用量は少なくなるので、新規工場を含む全体の炭化水素系物質の使用量は現在とほとんど変わらないとしているが、その理

由を具体的に明らかにすること。

また、光化学スモッグの原因物質の一つである炭化水素系物質の大気中への排出量を極力抑制するという観点から、新規工場における塗料、シンナーの使用量の削減などの対策について検討すること。

## 2 水質汚濁 - 外観

予測評価書案では、埋立土砂は船舶による海上運搬としている。

海上輸送航路周辺には海水浴場やノリ養殖場などの漁業施設があるため、海上輸送船舶からの土砂流出による海域汚濁の防止対策について検討すること。

## 3 騒音 - 工場騒音、道路交通騒音

予測評価書案では、工場騒音は工業専用地域の規制基準を満足するとしている。しかし、実施区域の北西側に近接して海洋科学技術センターがあるため、当センターへの工場騒音の低減について一層配慮すること。併せて、供用後、工場に出入りする車両による騒音の低減についても検討すること。

## 4 植物、動物、生態系

予測評価書案では、埋立護岸は捨石基礎の上にケーソン又はL型ブロックを設置した垂直式の護岸構造を採用している。一般に東京湾の埋立工事は垂直護岸構造で実施され、護岸から急に水深が深くなっている例が多い。このことは、海の生態系として重要な光の届く浅海域の喪失を招き、生物相を単純化させる一要因となっている。

このため、本件事業を実施するに当たっては、失われる浅海域に替えて新たな浅海域を創造することや、海生生物に配慮した護岸構造を採用することについて、検討すること。

また、そのような対策を講じた場合には、事後調査を行うこと。

## 5 景観

予測評価書案では、供用後、長浦湾沖から夏島を見たとき、夏島の斜面緑地の低位部分が工場により隠され、当斜面緑地が海から分離された景観となっている。しかしながら、夏島は地域のランドマークともなっているため、工場外周緑地の幅やマウンドの高さに変化をもたせるなど、夏島の斜面緑地と一体と見える緑地計画となるよう検討すること。また、本件事業では、景観上の変化において、工場の建設が占める割合が大きいことから、特に、工場の形態、色彩などについて検討すること。更に、海に面した敷地であるという立地特性にも配慮し、護岸の形態、色彩などについても併せて検討すること。

## 6 その他

予測評価書案では、埋立てに必要な土砂は千葉県産の購入土砂、本件事業の施工に伴い発生する土砂、及び神奈川県産の土丹岩を充当することとしているが、その大部分は千葉県産の購入土砂である。しかしながら、近年、都市基盤整備事業等の実施に伴い発生する建設残土が増大し、それを処分するために、県内の谷戸が埋め立てられ、環境に悪影響を及ぼしているような事例が見受けられるので、地域におけるこのような環境問題に配慮し、埋立用材として建設残土を活用することの可能性について検討すること。この場合、実施区域及びその周辺地域の環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。